

公益社団法人 岐阜県理学療法士会 役員選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人岐阜県理学療法士会(以下本会)定款第22・23条に基づく、役員(理事及び監事)の候補者選出のための参考選挙(以下、選挙)に関し必要な事項を定める。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 本会の選挙を行うために定款41条に基づき選挙管理委員会を置く。

2 委員及び委員長は理事会が選任する。

3 選挙管理委員会は選挙を管理・運営することを目的とする。

4 選挙管理委員が、当該選挙に立候補する場合は委員を辞任しなければならない。

(任期)

第3条

任期は役員選任を行った総会終結の時から2年後の総会終結の時までの2年間とする。但し再任を妨げない。

(職務)

第4条 選挙の実施に関する下記の項目については選挙管理委員会が選挙実施要綱としてこれを定め、理事会に報告後選挙人にその内容を周知する。

(1) 告示について

(2) 立候補の受付について

(3) 選挙人について

(4) 投票について

(5) 開票について

(6) その他選挙の実施に必要な事項

第3章 選挙の告示及び選挙人・被選挙人

(選挙の告示と日程)

第5条 選挙の告示は次の事項を明示して、投票締め切り日の7週間より前に行う。告示後の日程は以下を参考に決定する。選挙は総会の1ヶ月前までに完了しなければならない。

(1) 告示日は、投票締め切り日から7週(49日)より前とする。

(2) 立候補受付開始は、投票締め切り日から6週(42日)より前とする。

(3) 立候補受付締め切り日は、投票締め切り日から5週(35日)より前の正午とする。

(4) 投票受付開始日は、投票締め切り日から2週(14日)より前とする。

(5) 投票締め切りは、投票締め切り日の正午とする。

(選挙人)

第6条 選挙人名簿は選挙告示日時点の会員名簿により選挙管理委員会が作成する。

(被選挙人)

第7条 理事候補者選挙の被選挙人は、選挙告示日時点で正会員として登録されているものとする。なお、休会者はこれに含まない。

2 監事候補者選挙の被選挙人は以下のものが対象となる。

(1) 本会財務を5年以上務めた経験のある正会員。

第4章 選挙

(立候補)

第8条 立候補しようとするものは、立候補受付期間内に別に定める要項による立候補届書式を用いて選挙管理委員会に届け出る必要がある。理事・監事の重複立候補は認められない。

2 選挙管理委員会は届出内容の確認を行い、受理を決定したのち、立候補者一覧と選挙公報を作成する。立候補者一覧と選挙公報はホームページ上で公開し、会員に通知する。

(投票方法)

第9条 選挙は電子投票により行う。

2 投票の方法について必要な事項は選挙実施要綱として別にこれを定める。

(定数)

第10条 定数は定款の定めにより(1)理事10名以上12名以内、(2)監事2名以内、とするが、外部役員の起用のためそれぞれ最大定数から1名を除いた人数について選挙を行うこととする。

(選出の方法)

第11条 役員の選出は以下に定める

(1) 理事の投票は定数内連記投票とする

(2) 監事の投票は単記投票とする

(3) 有効投票の上位得票順を当選順位とする

(4) 立候補者が定数または定数に満たない場合は投票を実施しない(以下無投票)

(5) (3)(4)どちらも、定款第13・19条の定めにより総会の決議をもって選任される

(推薦)

第12条 立候補者が定数または定数に満たず無投票となった場合には、理事会が最大定数(理事12名監事2名)までの範囲内で推薦することができる。

2 被推薦者が推薦を受託する場合には、立候補届を作成し理事会に提出する。

3 理事会は立候補届をもとに被推薦者について審議し、全会一致した場合には立候補者一覧末尾に氏名の50音順で加え、会員に通知しなければならない。

4 被推薦者のうち理事・監事候補者各1名ずつは、本会会員以外から起用することが必要である。

5 外部理事は次のすべてを満たすものである

(1) 本会の理事または使用人ではなく、かつその就任前10年間に本会の理事または使用人で

あったことがないもの。

(2) 本会の正会員ではないもの。

6 外部監事については、公認会計士、税理士またはその他の経理事務に精通しているもの。

(欠員)

第13条 定款 26 条の4の定めにより、定数に足りなくなるときは新たに選任されたものが就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

2 定数に足りなくなる事由が死亡等の理由により会員でなくなる場合には、会長が正会員の中から指名し理事会で承認されたものがこの職務に当たることとする。なお任期は、前任者の任期の終了するときまでとする。

第5章 雑則

(選挙広報)

第14条 選挙管理委員会は、候補者名、立候補の趣旨、経歴等の広報を投票開始前に本会ホームページ上に掲載する。

2 立候補者は前項のほかは、公序良俗に反する運動等を行い、または関わってはならない。

(選挙違反)

第15条 選挙管理委員会は前条2項に抵触すると思われる運動等を確認したときは当該候補者及び会員に対し下記の処分を行う

(1) 嚴重注意

(2) 戒告

(3) 選挙権・被選挙権の取り消し

(改廃)

1. 第16 条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

1 この規程は令和7年1月 29 日より施行する